

令和2年 第9回

佐野市農業委員会総会議事録

佐野市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年8月27日（木）午後1時30分から午後3時まで

2. 開催場所 佐野市役所本庁舎 7階委員会室

3. 出席委員 (14人)

会長	16番	志賀喜一
委員	1番	川上美由紀
委員	2番	石川俊雄
委員	3番	立川久恵
委員	4番	相場重雄
委員	5番	小関昭男
委員	6番	向田栄一
委員	7番	小林秀男
委員	8番	新井 勉
委員	9番	若田部明
委員	10番	金子一郎
委員	11番	本島光雄
委員	12番	大拙 孝
委員	14番	川田恒夫

4. 欠席委員 (2人)

委員	13番	野村春男
委員	15番	澁江修身

5. 議事日程

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 会議書記の指名について

日程第4 報告第1号から報告第2号までについて

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

日程第5 議案第1号から議案第5号までについて

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 非農地証明願について

議案第5号 佐野市農用地利用集積計画の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	小野 勉
参事	磯部高志
農地調整係	係長 飯島浩之
	主査 飯塚康夫
	主事 小松崎梨菜
	主事補 柿沼誠一郎

7. 会議の概要

事務局長	ただいまから、令和2年第9回佐野市農業委員会総会を始めさせていただきます。
議 長	開会に先立ち、事務局長をして本日の出席委員数の報告をさせます。事務局長、お願いします。
事務局長	はい、事務局長、ご報告申し上げます。ただいまの出席委員は、14名でございます。なお、佐野市農業委員会総会規則第4条による届出のあった欠席委員は、議席番号13番 野村春男委員、議席番号15番 澁江修身委員の2名でございます。以上でございます。
議 長	ただいま、事務局長の報告のとおり、出席委員数は14名であります。したがって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。 なお、本日は、農地利用最適化推進委員16名の方に、傍聴していただ

いております。

ただいまから、令和2年第9回佐野市農業委員会総会を開会いたします。

これより、議事日程に入ります。

日程第1、「会期の決定について」でございますが、本日1日としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

次に、日程第2、「議事録署名委員の指名について」であります。総会規則第19条第2項の規定により、議席番号2番 石川俊雄委員、議席番号14番 川田恒夫委員のご両名を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第3、「会議書記の指名」を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の飯塚康夫主査、小松崎梨菜主事を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第4に入ります。報告の案件は、報告第1号から報告第2号までであります。

はじめに、報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和2年8月27日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第1号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第1号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和2年8月27日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第2号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第2号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、日程第5に入ります。本日、ご審議いただく案件は、議案第1号から議案第5号まででございます。

まず、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第1号の説明をさせます。

事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和2年8月27日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第1号 朗読し説明)

続きまして、現地調査の結果を報告いたします。

3条587番 契約内容は、賃借権の設定5年です。申請地までの距離は5km、所要時間は10分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台を所有しております。農作業従事人数は4人、従事日数は750日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま。

3条588番 契約内容は、贈与による所有権の移転。申請地までの距離は0.01km、所要時間は1分です。大農機具の所有状況は、コンバイン、トラクター、田植機、乾燥機各1台を所有しております。農作業従事人数は1人、従事日数は150日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、

現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われまます。以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。これより議案第1号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第1号については、申請のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第1号については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第2号の説明をさせます。

事務局

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和2年8月27日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第2号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第2号について、調査班、お願いします。

調査班

4条126番について報告します。

本申請は、一般住宅のため転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「宅地」、西は「雑種地」、南は「市道幅員4m」、北は「宅地」です。排水計画は、「公共下水道へ接続。雨水は敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、転用目的が一般住宅であり、不許可の例外事由である農地法施行規則第33条第4号の集落接続に該当すると思われます。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第2号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第2号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ、申請のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第2号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第3号の説明をさせます。

事務局

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和2年8月27日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第3号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第3号

調査班

について、調査班、お願いします。

5条745番について報告します。

本申請は、太陽光発電設備設置のため転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「山林・認定外道路幅員2m」、西は「畑」、南は「山林・認定外道路幅員2m」、北は「畑」です。排水計画は、「雨水のみ敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、農地法第5条第2項第2号「代替地がない場合」に該当し、農水省農村振興局長通知の内容に該当すると思われます。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条746番について報告します。

本申請は、植林のため転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「田・畑」、東は「山林」、西は「山林」、南は「宅地」、北は「雑種地」です。排水計画は、「雨水のみ敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、農地法第5条第2項第2号「代替地がない場合」に該当します。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条747番について報告します。

本申請は、太陽光発電設備設置のため転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「区域外」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「畑」、西は「畑」、南は「認定外道路幅員3m」、北は「原野」です。排水計画は、「雨水のみ敷地

内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、農地法第5条第2項第2号「代替地がない場合」に該当し、農水省農村振興局長通知の内容に該当すると思われます。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条748番について報告します。

本申請は、太陽光発電設備設置のため転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「区域外」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「原野」、西は「畑」、南は「認定外道路幅員3m」、北は「原野」です。排水計画は、「雨水のみ敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、農地法第5条第2項第2号「代替地がない場合」に該当し、農水省農村振興局長通知の内容に該当すると思われます。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条749番について報告します。

本申請は、一般住宅のため転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「市道幅員3m」、西は「畑」、南は「畑」、北は「宅地」です。排水計画は、「合併浄化槽で処理後、浸透施設へ接続。雨水は敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、転用目的が一般住宅であり、不許可の例外事由である農地法施行規則第33条第4号の集落接続に該当すると思われます。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われ
ます。

5条750番について報告します。

本申請は、太陽光発電設備設置のため転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画に
おいては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「区域外」に該
当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「雑種地」、西は「畑」、
南は「市道幅員8m」、北は「雑種地」です。排水計画は、「雨水のみ敷地
内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第
2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することがで
きる場合は不許可」です。立地基準は、農地法第5条第2項第2号「代替
地がない場合」に該当し、農水省農村振興局長通知の内容に該当すると思
われます。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおり
となっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われ
ます。

5条751番について報告します。

本申請は、資材置場のため転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画に
おいては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「調整区域」に
該当します。申請地は既に資材置場として使用されており、始末書の提出
がございました。周辺の状況は、東は「雑種地」、西は「県道幅員14m」、
南は「県道幅員14m」、北は「雑種地」です。排水計画は、「雨水のみ敷
地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第
2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することがで
きる場合は不許可」です。立地基準は、農地法第5条第2項第2号「代替
地がない場合」に該当します。一般基準は、2番から11番までを検討し
た結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判
断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われ
ます。

議 長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。こ
れより、議案第3号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(若田部明委員 挙手)

議席番号9番 若田部明委員、どうぞ。

9番
若田部委員

質問いたします。受人の住所が遠方であり、事業計画が太陽光発電設備の申請がありますが、敷地の管理はどのようにされるのでしょうか。

事務局

回答いたします。委員ご指摘のとおり、遠方の受人が事業を実施するにあたり管理についてご心配されると思うのですが、佐野市においては環境政策課で再生可能エネルギーに関する条例が制定されております。事業が完了した後の管理については条例の範囲内で適正管理についてお願いしていくこととなります。

9番
若田部委員

今回の申請において、遠方に住所がある申請人について、今後どのような管理をされるのかということは確認しているのですか。

事務局

行政書士の代理申請ですので、受人及び借人と直接話はしていません。許可後の管理の仕方については、農地法上、確認しなければならないという記載はございませんので確認は取っておりません。

9番
若田部委員

以前太陽光発電設備の設置後に管理がされていないという相談を受けたことがあるので、農業委員会においても太陽光発電設備設置後の適正管理の確認について今後検討すべきではないかと考えます。

事務局

許可した用途通りに転用が完了すると、その土地は農地台帳から除外されることとなります。その場合、農地法上農業委員会においてその後の適正管理について確認する必要はありません。しかし、転用許可を受けたのに事業が実施されず、その結果荒地となってしまった土地に関しては、農地台帳に掲載されたままの農地となるので、苦情等があった場合には対応すべきであると考えます。

9番
若田部委員

わかりました。

(大拙 孝委員 挙手)

議長

議席番号12番 大拙 孝委員、どうぞ。

12番
大拙委員

太陽光発電設備の申請において一番の問題は、申請地の隣接地の所有者の同意が得られているかどうかであると考えます。申請の段階で、許可

条件の中に隣接地の所有者の同意が得られているかどうかという要件はあるのかどうか、また同意書の提出はされているのかどうか教えてください。

事務局

回答いたします。農地法上転用許可申請するにあたり、同意書の添付は必須ではありませんので同意書の提出までは求めていません。しかし、委員ご指摘のとおり、事業を遂行するにあたり隣接地の所有者に同意を取っておくことは、事業をスムーズに遂行するために必要なことであると考えます。

12番
大拙委員

何か問題が起こった際に、誰が許可したのかという話が出てくる可能性があります。今後、佐野市農業委員会が同意書を許可申請の添付書類として提出を求めることについて検討をお願いします。

事務局

農地法上、同意書の添付は必須ではないので、同意書の提出を求めたとしても拒否されてしまう可能性があります。佐野市農業委員会として同意書の提出を申請要件にしてしまうと、同意書の提出を拒否された案件については、総会において全て不許可にしなければなりません。不許可のリスクを回避するためには、口頭での行政指導に止めていたほうが良いと考えます。

12番
大拙委員

わかりました。事業実施前には、隣接地の所有者に説明をするよう口頭での指導をお願いします。

(立川久恵委員 挙手)

議長

議席番号9番 立川久恵委員、どうぞ。

9番
立川委員

5条746番について、〇〇を植林するという計画ですが、〇〇を植える目的や利点について教えてください。また、申請地の南に宅地がありますが、事業実施にあたり影響はないのでしょうか。

事務局

5条746番について、かつて申請地の東側には、ゴルフ場が運営されておりました。申請地の南側にある法人は農地所有適格法人として農地で芝生の肥培管理をしており、ゴルフ場への芝生の供給をしておりました。ゴルフ場が閉鎖され、今後その土地には太陽光発電設備が設置される予定となっております。そのため芝生の管理も必要なくなり、申請人が植林する土地を探していたことから今回の申請に至りました。申請地の南

側の宅地については、太陽光発電設備を設置するにあたり、今後資材置場として利用すると聞いております。

また、〇〇を植える必要性については、販路が十分あるためと伺っております。

9番
立川委員

わかりました。

(小関昭男委員 挙手)

議 長

議席番号5番 小関昭男委員、どうぞ。

5番
小関委員

農地に〇〇の木を植えることは農地法上問題ないのですか。

事務局

今回転用許可の申請については、果樹等の農作物以外の木である〇〇が植えられるということで、農地以外の用途で利用するための申請なので問題ありません。

5番
小関委員

わかりました。

(小林秀男委員 挙手)

議 長

議席番号7番 小林秀男委員、どうぞ。

7番
小林委員

年間どのくらいの転用許可申請があるのですか。

事務局

昨年度は89件申請がありました。

7番
小林委員

わかりました。

(大拙 孝委員 挙手)

議 長

議席番号12番 大拙 孝委員、どうぞ。

12番
大拙委員

5条751番について、始末書が出ていると言っていましたが、始末書が出ていれば違反転用を認めて許可を出すということに問題ないのでしょうか。

事務局

5条751番について、農地法の手続きを取られないまま雑種地として利用されていたので、違反転用の状態であったということには間違いありません。始末書が出ていれば許可ができるということではなくて、すでに農地以外の利用をされているところについて、追認の許可ができる土地については始末書の提出を求めているということです。

12番
大拙委員

わかりました。

議長

他に質疑はありませんか。

(なしの声)

これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第3号5条746番は、転用に係る面積が30aを超える案件でありますので、許可相当と決定し、栃木県農業会議常設審議委員会の意見聴取を行うこととし、5条746番以外は、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ、申請のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第3号5条746番は、転用に係る面積が30aを超える案件でありますので、許可相当と決定し、栃木県農業会議常設審議委員会の意見聴取を行うこととし、5条746番以外は、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第4号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局をして議案第4号の説明をさせます。

事務局

議案第4号 非農地証明願について、次のとおり証明願いがありまし

たので、意見を求めます。

令和2年8月27日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第4号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第4号について、調査班、お願いいたします。

調査班

非農地456番について報告いたします。

願出地の状況は、山林として利用されております。願出地の周囲には農地が無いため、営農に支障はないと思われます。願出地は農用地以外であり、20年以上非農地であることを証明する資料として、平成11年撮影の空中写真撮影記録証明書が添付されています。

また、願出地は森林の様相を呈しており、非農地証明は妥当であると思われます。

非農地457番について報告いたします。

願出地の状況は、山林として利用されております。願出地の周囲には農地が無いため、営農に支障はないと思われます。願出地は農用地以外であり、20年以上非農地であることを証明する資料として、平成11年撮影の空中写真撮影記録証明書が添付されています。

また、願出地は森林の様相を呈しており、非農地証明は妥当であると思われます。

非農地458番について報告いたします。

願出地の状況は、残土置場として利用されております。願出地の周囲には農地が無いため、営農に支障はないと思われます。願出地は農用地以外であり、20年以上非農地であることを証明する資料として、平成11年撮影の空中写真撮影記録証明書が添付されています。

また、願出地は人為的に転用行為が行われており、非農地証明は妥当であると思われます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第4号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第4号について、願いのとおり証明することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第4号は、願いのとおり証明することに決定いたしました。

次に、議案第5号「佐野市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局をして議案第5号の説明をさせます。

事務局

議案第5号 佐野市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので意見を求めます。

令和2年8月27日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第5号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。ここで、審議に入る前に、議事参与の制限についてご案内します。利用権設定関係の7番、8番について、議席番号11番 本島光雄委員が議事参与の制限に該当します。議案を分割して質疑させていただきますので、ご了承願います。

議案第5号 利用権設定関係の7番、8番について審議します。本島光雄委員の退室をお願いします。

(本島光雄委員 退室14:58)

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第5号 利用権設定関係の7番、8番については、計画のとおり承認することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第5号 利用権設定関係の7番、8番については、計画のとおり承認することに決定いたしました。本島光雄委員の入室をお願いします。

(本島光雄委員 入室14:59)

次に議案第5号 利用権設定関係の7番、8番以外の案件及び所有権移転関係について審議します。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第5号 利用権設定関係の7番、8番以外の案件及び所有権移転関係については、計画のとおり承認することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第5号 利用権設定関係の7番、8番以外の案件及び所有権移転関係については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、本総会に提出されました全議案の審議を終了いたしました。令和2年第9回佐野市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議、ご協力ありがとうございました。

15時00分閉会